

## Q 亡くなった姉の娘 育てたい

姉が10年前に夫と離婚し、長女を親権者として育てていましたが、病気で亡くなりました。離婚後、私は姉と長女と一緒に暮らしており、姉から生前に頼まれていたこともあって、14歳になった長女を育てたいと思っています。しかし、疎遠だった姉の元夫が長女を引き渡してほしいと言っています。どうしたら良いでしょうか。

### 法律 相談室

長女は母親が亡くなり、親権者がいなくなってしまったことになります。この場合、父親である元夫が自動的に親権者に切り替わるわけではありませんので、結論としては、すぐに引き渡す必要はありません。

あなたが姉に代わって長女を育てるには、親権者がいる場合は、家裁が未成年者の意向や生活状況のほか、あなたの職業や経歴、未成年者との関係などを総合的に考慮し、後見人にふさわしいかを判断します。

未成年者の財産が多い場合は、弁護士や司法書士などは、専門家が未成年後見人に選任されることがあります。

あなたが後見人に選任された場合、長女の心身の状態などに十分に配慮するとともに、財産管理も自身の財産以上の注意を払わなければなりません。

県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

## 未成年後見 申し立てを

女の監護教育や法定代理人としての財産管理をしたいということであれば、家庭裁判所に未成年後見人選任の申し立てを行い、後見人に選任される必要があります。

他方、姉の元夫が長女の親権者になることを希望するのであれば、家裁に親権変更を申し立てる考えられます。未成年後見人に選任されます。遺言であなたを後見人に指定していたのであれば、原則としてあなたが後見人に選任されます。遺言

す。あなたが選ばれたとしても、その業務を監督、調査する後見監督人があわせて選任されることもあります。

未成年後見人の申し立てをするのであれば、家裁に親権変更を申し立てる考えられます。未成年後見人選任と親権変更の両方の

（回答＝陶山嘉代弁護士）

なればなりません。また、家裁には定期的に生活状況などを報告し、家裁の監督を受けることになります。それを覚えておきましょう。

未成年後見人の申し立てを検討するのであれば、早めに弁護士に相談することをおすすめします。

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。